

# 消費生活センターだより

平成30年7月発行

## ハガキによる架空請求にご注意ください！

↓送付されているハガキの例

「法務省管轄支局 民間訴訟告知センター」や「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」など、公的機関のような名称が記載されています。文面が見えないようにハガキに目隠しシールが貼られ、個人情報に配慮しているように装っている場合もあります。

「訴訟最終告知」「預金や動産の差し押さえ」等、不安にさせる言葉を並べたうえで、問い合わせ先とした電話番号に連絡させようとしています。

連絡してしまうと、裁判取り下げ費用や和解金等の名目で、多額の金銭を要求されます。一度支払ってしまうと、様々な理由をつけてさらに支払うよう要求されます。



消費者庁イラスト集より

### 消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ 訴訟管理番号 (て) 396

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させて頂きます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえを強制的に執行させて頂きます。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。

この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 4月 [redacted] 日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-6912-[redacted]

受付営業時間（日、祝日は除く）

平日 9:00～20:00 / 土曜日 11:00～17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター  
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地 [redacted]号



### ハガキが届いてもあわてないで！

- ハガキの連絡先に電話してはいけません。無視しましょう。

「もしかして本当に裁判になるの？」等、心配なときは、ハガキの連絡先ではなく、消費生活センターにご相談ください。

- 金銭（プリペイドカードやギフト券の番号等も含む）を支払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。



警察相談専用電話 ☎ 9110 全国共通短縮ダイヤル



## 若者たちも狙われています！



消費者トラブルについて知ることで、その危険を避けることができます。若いうちから知識を増やし消費者意識を高めていくことが、被害防止に役立ちます。

成年年齢の18歳引下げが実現した場合、未成年者が行った契約を取り消せる「未成年者取消権」の保護を受けられる年齢も下がり、高校三年生でも悪質商法のターゲットになりかねません。

### ～若いうちから消費者力向上！☆ 消費者トラブルを知ろう～

#### 若者によくある契約のトラブル・・・インターネット通信販売で・・・

インターネットを利用して商品を購入するネット通販は、スマートフォンの普及によってより身近になりました。いつでもどこでも申し込んで便利な反面、トラブルも多くなっており、次のような例があります。

- ◆ 商品を注文し代金を支払ったが、品物は届かず、販売業者と連絡が取れなくなった。
- ◆ サプリメントの「100円お試し」を注文したら、4回の定期購入の申し込みとなっており、2回目以降は数千円の請求だった。4回分の請求に納得できない。
- ◆ 有名ブランドの鞄を購入したが、届いてみると偽物のようだ。返品したい。

#### ・・注意点・・

- 「定期購入が条件となっていないか」など契約内容をしっかり確認しましょう。
- 「解約・返品できるかどうか」など解約条件をしっかり確認しましょう。
- 通信販売では購入前に実際の商品を確認できないうえに、個人情報を相手に与えてしまいます。信用できるサイトかどうか、情報を集めてしっかり確認しましょう。
- 後で確認ができるように、申込み画面などを保存するか、メモしておきましょう。

家庭でもぜひ消費者トラブルについて話題にしてみてください。就職や学業のため離れて暮らすお子さま等にはこちらをお知らせください。

#### 消費者ホットライン ☎ 188 (いやや ! )

全国共通の電話番号です。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「消費生活センター」ってどんなところ？



消費生活に関する次のような相談ができます。



○事業者との契約に関するトラブル ○架空請求・不当請求

消費者庁イラスト集より

○悪質商法、訪問販売、通信販売に関するトラブル ○クーリング・オフについて

等々…

消費生活相談員が、相談事を解決できるように対処方法の助言や情報提供などを行います。相談料は無料です。相談者の方の秘密は厳守されます。

消費生活で少しでも「おかしい」「不安」と思ったら、どうぞ早目にお電話ください。

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内 ☎ 023-672-1111 内線 115